

令和2年(ワ)第29号 損害賠償請求事件  
令和2年(ワ)第172号 損害賠償請求事件  
令和2年(ワ)第197号 損害賠償請求事件  
令和2年(ワ)第348号 損害賠償請求事件  
令和2年(ワ)第509号 損害賠償請求事件  
令和3年(ワ)第254号 損害賠償請求事件  
令和3年(ワ)第263号 損害賠償請求事件  
原告 入江須美 外31名  
被告 西予市 外2名

### 準備書面(5)

令和3年11月5日

松山地方裁判所民事第1部合議一係 御中

被告西予市代理人弁護士 松本



原告準備書面8、第6項に対する回答

1、被告西予市は、本件水害当時、西予市野村町野村地区についてハザードマップの作成をしていない。平成30年6月までに、愛媛県に対して、ハザードマップの作成について働きかけを行ったり、作成について協議したことはなかったのか。西予市宇和町においてはハザードマップが作成されていたが、同じ市内で野村町野村地区に関して作成しなかったのはなぜか。

#### 【回答】

ハザードマップ作成のための基礎資料となる洪水浸水想定区域図の作成について事前に具体的な協議をしたことはない。「宇和地区」の一部については、水位周知区間に指定されており、これに合わせて洪水浸水想定区域図が作成

され、ハザードマップも作成していたが、肱川、野村ダム下流域については、ハザードマップ作成の基準となる洪水浸水想定区域図が作成されていなかったため、ハザードマップは作成していなかった。

以上